



Housing Staff Inc.

2025年9月4日

各位

会社名	ハウジング・スタッフ株式会社 (コード番号 307A TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market)
代表者名	代表取締役 平儀野 好美
問合せ先	取締役管理本部長 横山 文男
TEL	0852-67-5713
URL	https://housing-staff.jp/

定款の一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年9月29日開催予定の第15回定時株主総会における承認を条件として、「定款一部変更の件」を付議すること及び同定時株主総会に「会計監査人の選任の件」を付議することを決議いたしました。

なお、「会計監査人の選任の件」につきましては、監査役の決定に基づいております。また、「会計監査人の選任の件」の決議による会計監査人の選任は、同定時株主総会において、「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の目的

- ① 当社の事業内容の多様化に備えるため、事業目的の追加を行うものです。
- ② 監査体制の強化を図り計算書類等の正確性を確保するため、当社の機関として会計監査人を設置するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更に関する株主総会開催日（予定）2025年9月29日

定款変更の効力発生日（予定）2025年9月29日

2. 会計監査人の選任について

(1) 異動年月日（予定）

2025年9月29日（第15回定時株主総会開催予定日）

(2) 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

① 名称
Amaterasu 有限責任監査法人

② 主たる事務所の所在場所
東京都渋谷区恵比寿二丁目 28 番 7 号

③ 沿革
2022 年 Amaterasu 監査法人設立
2022 年 Amaterasu 有限責任監査法人に名称変更
2024 年 上場会社等監査人名簿登録

④ 候補者として選任した理由

当社は、Amaterasu 有限責任監査法人と監査契約を締結し、現在に至っております。当社の監査役が Amaterasu 有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、経済性、監査品質の確保、監査計画及び監査体制の適格性を有し、会計監査が適切にかつ妥当に行われることを確保する体制を整えており、当社とのコミュニケーションを通じた事業内容の理解等、総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

上記会計監査人候補者の選任が承認されましたら、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、会社法 4 2 3 条第 1 項に定める賠償 責任の責任限度額を、当社が会計監査人と契約した報酬額と会社法第 1 項に 定める最低限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。

以上

別紙（定款一部変更内容）

（下線部は、変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条 条文省略</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>（1） 建築工事の設計、工事監理、請負及び施工</p> <p>（2） 中古マンション及び一戸建住宅等の買取、リフォーム及び販売</p> <p>（3） 住宅・店舗・事務所その他構築物の建築、建替並びに増改築、リフォーム</p> <p>（4） 宅地建物取引業</p> <p>（5） 不動産賃貸業・不動産仲介業</p> <p>（6） 不動産管理業</p> <p>（7） 簡易宿所の運営、管理、リネンサプライ事業</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（8） <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>	<p>第1条 現行どおり</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>（1） 建築工事の設計、工事監理、請負及び施工</p> <p>（2） 中古マンション及び一戸建住宅等の買取、リフォーム及び販売</p> <p>（3） 住宅・店舗・事務所その他構築物の建築、建替並びに増改築、リフォーム</p> <p>（4） 宅地建物取引業</p> <p>（5） 不動産賃貸業・不動産仲介業</p> <p>（6） 不動産管理業</p> <p>（7） 簡易宿所の運営、管理、リネンサプライ事業</p> <p>（8） <u>不動産特定共同事業法に基づく事業</u></p> <p>（9） <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>
<p>第3条 条文省略</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1） 取締役会</p> <p>（2） 監査役</p>	<p>第3条 現行通り</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1） 取締役会</p> <p>（2） 監査役</p> <p>（3） <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条～第32条 条文省略</p>	<p>第5条～第32条 現行通り</p>
第6章 計 算	第6章 会計監査人
	<p>（<u>会計監査人の責任限定契約</u>）</p> <p><u>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
	第7章 計 算
<p>（事業年度）</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>36</u>条 条文省略。</p>	<p>（事業年度）</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 条数繰り下げ、条文は現行通り。</p>